



# 秋田県公報

公 告

市町村営土地改良事業の換地計画の認可申請を適当とする旨の決定（北秋田地  
域振興局農林部）

公 告

目 次

ページ

1

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同  
法第五十二条の二第一項の規定により、北秋田郡阿仁町からなされた換地計画に係る  
申請を適当と決定したので、同法第九十六条の四において準用する同法第八条第六項  
の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十七年四月五日

秋田県知事職務代理者

秋田県副知事 西村 哲 男

- 一 申請年月日 平成十七年三月十八日
- (一) 縦覧に供すべき書類の名称 土地改良事業（阿仁地区（湯口内工区）団体営中  
山間地域総合整備事業）換地計画書の写し
- (二) 縦覧期間 平成十七年四月六日から同年五月九日まで
- (三) 縦覧場所 北秋田市役所
- 二 申請年月日 平成十七年三月十八日
- (一) 縦覧に供すべき書類の名称 土地改良事業（阿仁地区（小様工区）団体営中山  
間地域総合整備事業）換地計画書の写し
- (二) 縦覧期間 平成十七年四月六日から同年五月九日まで
- (三) 縦覧場所 北秋田市役所
- (四) 縦覧期間 平成十七年四月六日から同年五月九日まで
- (三) 縦覧場所 北秋田市役所

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号  
株式会社 松原印刷社  
電話(0862)876600  
FAX(0863)000505  
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
松原繁雄